

栗原市パートナーシップ宣誓制度基本方針（案）に対するご意見と栗原市の考え方

項 目		番号	ご意見・ご提言の内容（要旨）	栗原市の考え方	担当部局
項	目				
1 ページ	6 対象者	1	利用できる対象者に関して、性的マイノリティのいずれかという限定をつけることは、あまり意味がないと思いますので、その限定を外していただきたく思います。性的マイノリティに限定しますと、申請者は自動的に、役所の職員などに性的マイノリティであることをカミングアウトせざるを得ない状況になりますので、申請したくてもできない当事者が増えてしまう可能性があります。人口規模が小さい地域であればなおのことであるので、この限定はつけないことが望ましいと考えられます。こうした限定をつけないことは、異性同士のカップルでも選択的夫婦別姓を望むものに大きな効用があるのではないのでしょうか。	本市のパートナーシップ宣誓制度は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が定める「地方公共団体の役割」を果たす意味もあるため、対象はあくまで「性的マイノリティ」としているものです。 なお、宣誓者の情報については、庁内であっても、宣誓手続きや個別サービスの活用時など、使用を最小限とし、プライバシーの扱いと保護を徹底します。 また、選択的夫婦別姓については、別の視点で議論すべき所もあるため、本制度の対象には含めていません。	企画部
1 ページ	6 対象者（2）	2	本制度案では、いずれかは栗原市に在住していることが条件となっているかと思いますが、通勤している者も含めて広く条件を拡大してもよいのかと思います。東京都の制度では既に通学、通勤者も申請の要件として含まれておりますので、栗原市でも同様に近隣の市に在住していても申請できる体制を整えてほしいと思います。	本制度は法的な効力があるものではなく、あくまでも栗原市が独自で行うサービスの範囲において、市の裁量で認める制度であることから、宣誓者のいずれかは市内在住（市民）であることを条件としています。	企画部

項 目		番号	ご意見・ご提言の内容（要旨）	栗原市の考え方	担当部局
項	目				
2 ページ	7申請手続き (2) 宣誓の方法	3	栗原市は人口が少なく高齢者が大半である上、メディア以外でLGBTQ+に該当する方と関わりのある方が極端に少ないと思います。なので栗原市職員が同市内住民であるが故に物珍しがる、噂する等の偏見が懸念されます。 その偏見を軽減させるような全職員の教育があった上での宣誓制度開始なのか不明確である。 更に大阪府等では他の職員及び他の来庁者からのプライバシー保護の為、宣誓手続きは個室での対応となっています。	市職員には、地方公務員法第34条の規定によって守秘義務が課せられており、「LGBTQ+」に限らず、市民等のプライバシーに関して、故意に噂したり偏見を持って対応する行為は禁止されています。 性的マイノリティへの理解を深める取り組みとしては、これまでも職員研修などを行っていますが、今後も継続して職員教育の場を設け、制度に対する理解を深めていきます。 また、当市においても、個室での宣誓手続きを予定しているほか、宣誓者の情報は庁内であっても秘密とし、宣誓者が個別のサービスを活用する場合のみの使用となる見込みです。	企画部
4 ページ	10 その他 (3)	4	無効になった交付番号をなぜ公表するのでしょうか？ 受領証等の返還、宣誓が無効になれば公表する必要はないのではないかと。	「10 その他（3）」の定めは「公表することができる」ものであって、必ず公表するということではありません。 公表を想定するケースとしては、宣誓者が記載事項の変更やその他の必要な手続きを怠り、長期にわたって連絡がつかなくなった場合などと考えております。	企画部
4 ページ	10 その他 (4)	5	市民や事業者への周知啓発の具体例が無い。 制度が開始されてもどの様に理解を求めるのか？ 例えば、岩手県一関市では令和6年3月時点の宣誓者数が1件のみである。 これは、職員や市民にどの様に理解を求めたのか明確ではなく宣誓制度を利用したくてもプライバシーが保たれないとの不安から申請手続きを躊躇している方が多いのではないかと考えられます。 簡単に言うと人口の少ない市で性的マイノリティ当事者としてプライバシー保護などの確実で明確な安心感が欲しいのではないかと考えます。	本制度については、市の各種メディア（広報紙や公式ウェブサイト等）による周知を行うほか、性的マイノリティに関する活動を行っている各種団体を通じた啓発を行う予定です。 加えて、民間企業や一般の方も対象とした研修等の機会を設けながら、理解の促進と制度の啓発に努め、民間におけるサービスの展開にも繋げて行きたいと考えています。 プライバシー保護や安心感については、現在も細心の注意を払っておりますが、当事者の方々にも様々な考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますので、今後ご意見等を伺いながら、より安心できる制度にしていきたいと考えています。	企画部